

許可番号 第08310018930号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山市北区新屋敷町二丁目2番20号

氏 名 株式会社研美社

代表取締役 油 谷 晃 幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日 令和元年 7月 11日

許可の有効期限 令和6年 6月 12日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 積替え(あり)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上16種類(石綿含有産業廃棄物を含む。)(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

(1)積替え又は保管を行う場所及び面積並びに保管する産業廃棄物の種類

岡山市東区南古都字西端469番1の一部外4筆(面積1,775㎡、5か所)

①、②燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上16種類(石綿含有産業廃棄物を除く。)(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を除く。)

③、④、⑤燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上16種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

(2)保管上限及び積み上げることのできる高さ

①91.8㎡ 屋内保管 ②149.3㎡ 屋内保管 ③37.3㎡ 2m ④12.8㎡ 屋内保管 ⑤162㎡ 屋内保管

3. 許可の条件

積替え又は保管を行う場所及び面積

岡山市東区南古都字西端469番1の一部外4筆(面積1,775㎡)

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年 6月13日 許可

平成6年 6月13日 更新許可

平成11年 6月13日 更新許可

平成11年 7月19日 変更許可(産業廃棄物の種類の追加)

平成14年11月 6日 変更許可(積替え保管場所の設置)

平成16年 6月13日 更新許可

平成16年 8月10日 変更許可(積替え保管場所・産業廃棄物の種類及び積替え保管を行う産業廃棄物の種類の追加)

平成20年 9月24日 変更許可(積替え保管面積の拡大・産業廃棄物の種類及び積替え保管を行う産業廃棄物の種類の追加)

平成20年10月31日 許可証書換え(代表者の変更)

平成21年 7月16日 更新許可

平成25年12月20日 変更許可(産業廃棄物の種類及び積替え保管を行う産業廃棄物の種類の追加)

平成26年 6月13日 更新許可
平成30年 8月 9日 許可証書換え(住所の変更)
令和 元年 7月11日 更新許可
令和 元年10月 7日 許可証書換え(代表者の変更)
令和 元年11月 7日 許可証書換え(住所の変更)

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県岡山市北区新屋敷町二丁目2番20号
名称 株式会社研美社
代表取締役 油谷 晃幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和元年7月2日

許可の有効年月日 令和6年6月12日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
昭和63年6月13日 切替許可
令和元年7月2日 更新許可
令和元年10月7日 代表者の変更
令和元年11月7日 変更届（住所の変更）

5. 積替え許可の有無 有
岡山市 許可番号 第08310018930号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無
有

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類		取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
		取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容
1	燃え殻	○		-	
2	汚泥	○		-	
3	廃油	○		-	
4	廃酸	○		-	
5	廃アルカリ	○		-	
6	廃プラスチック類	○		-	
	自動車等破砕物	-		-	
7	紙くず	○		-	
8	木くず	○		-	
9	繊維くず	○		-	
10	動植物性残さ	○		-	
11	動物系固形不要物	-		-	
12	ゴムくず	○		-	
13	金属くず	○		-	
	自動車等破砕物	-		-	
14	ガラスくず等	○		-	
	自動車等破砕物	-		-	
15	鋳さい	○		-	
16	がれき類	○		-	
17	動物のふん尿	-		-	
18	動物の死体	-		-	
19	ばいじん	○		-	
20	産業廃棄物処理物	-		-	
21	輸入廃棄物	-		-	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	-
水銀使用製品産業廃棄物が含まれるかどうか	含む	-
水銀含有ばいじん等が含まれるかどうか	含まない	-

(備考) ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
 ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
 ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。